

～グループ2社による共同開発商品～
「業務災害補償保険」の販売開始について

MS&ADインシュアランス グループの三井住友海上火災保険株式会社（社長：柄澤 康喜）ならびにあいおいニッセイ同和損害保険株式会社（社長：鈴木 久仁）は、中堅・中小企業向けの新商品「業務災害補償保険」を共同開発し、2015年4月1日保険始期契約から販売を開始します。

本商品は、従業員等に業務災害が生じた場合に事業者が支出する各種費用を補償するものです。また、ケガに対する補償だけでなく、パワーハラスメントによる賠償リスクや精神疾患で休職した従業員等を職場復帰させるために事業者が支出する費用等も補償対象としています。さらに、メンタルヘルス等に関する相談サービスも付帯しており、雇用にかかわる問題の解決をサポートします。

MS&ADインシュアランス グループは今後もグループ各社のノウハウを結集し、多様化するお客さまニーズに応える商品・サービスの開発を積極的に進めていきます。

1. 「業務災害補償保険」の商品名

三井住友海上 : 「ビジネス」ネクスト」
あいおいニッセイ同和損保 : 「タフビズ業務災害補償保険」

2. 新商品の特長

- (1) 業務災害によって発生する各種費用を幅広く補償
従業員等に業務災害が生じた場合に、事業者が支出する補償金や賠償金等の費用を幅広く補償します。従業員等に対して行ったハラスメント等の不当な行為により事業者が賠償請求された場合や、政府労災保険で認定された精神障害により休職した従業員等の職場復帰に関する費用を事業者が支出した場合等も補償の対象としました。なお、職場復帰に関する費用を補償する保険は業界で初めてです。
- (2) メンタルヘルスに関する相談サービスを付帯
医師や保健師等による従業員ストレスチェックの導入方法のアドバイスなど、メンタルヘルスに関する相談サービスを付帯しており、2015年12月に施行される改正労働安全衛生法にも対応しています。
- (3) リスク実態に応じた保険料設定
所定の質問項目に回答いただき、その結果に応じて保険料を割り引くことで、リスク実態に見合った保険料水準としています。

3. 契約条件

補償内容の異なる3つの基本プラン（エコノミー、ベーシック、ワイド）と6つのオプションを設定しています。補償内容の詳細は添付別紙をご参照ください。

<年間保険料例>

□業 種：製造業	標準的な年間保険料＝約50万円
□売 上 高：1億円	
□支払限度額：死亡・後遺障害1,000万円、入院日額5,000円、通院日額3,000円、 使用者賠償3,000万円、事業者費用1,000万円、メンタルヘルス対策費用 100万円、雇用慣行賠償1,000万円	

4. 販売目標

初年度で10万社の加入を見込んでいます。

添付別紙 : 補償内容と開発の背景 など

以 上

1. 「業務災害補償保険」の補償内容

従業員等に業務災害が生じた場合に、企業等の事業者が費用を負担することによって被る損害を補償します。

<保険金・特約の種類>

主な補償項目	コア	ベジック	ワイド	オプション	補償項目の概要
死亡補償保険金	○	○	○		従業員等が死亡した場合の補償金
後遺障害補償保険金	○	○	○		従業員等に後遺障害が残った場合の補償金
入院補償保険金	○	○	○		従業員等が入院した場合の補償金
手術補償保険金	○	○	○		従業員等が手術を受けた場合の補償金
通院補償保険金	○	○	○		従業員等が通院した場合の補償金
労災認定身体障害追加補償特約	○	○	○		従業員等が精神障害等により労災認定された場合の補償金
使用者賠償責任補償特約		○	○		従業員等の怪我や病気のために、事業者が負担する法律上の賠償責任や訴訟費用
事業者費用補償特約		○	○		事業者が負担する葬儀費用や再発防止のためのコンサルティング費用
メンタルヘルス対策費用特約			○		精神障害により休職した従業員等の職場復帰に関する費用
雇用慣行賠償責任補償特約			○		ハラスメント等の不当行為により、事業者が負担する損害賠償責任や争訟費用
フルタイム補償特約				○	従業員等が業務に従事していない間に、身体障害を被った場合の補償金
医療費用補償保険金支払特約				○	公的医療保険制度の一部負担金や差額ベッド代などに対する補償金
入院時一時補償保険金支払特約				○	入院補償保険金を支払う場合で、2日以上入院した場合の補償金
退院時一時補償保険金支払特約				○	入院補償保険金を支払う場合で、15日以上入院して退院した場合もしくは入院日数が365日を超えた場合の補償金
長期療養補償保険金支払特約				○	入院補償保険金の対象日数が60日または120日を超えた場合の補償金
休業補償保険金支払特約				○	身体障害を被り、免責期間を超えて就業不能であった場合の補償金

2. 商品開発の背景

政府の「日本再興戦略」には、柔軟で多様な働き方の実現に向けた取り組みを推進することが掲げられています。また、2015年12月に施行される改正労働安全衛生法により、50名以上の従業員を雇用する事業者に対して医師や保健師等による従業員のストレスチェックの実施が義務付けられるなど、企業の従業員に対する労働環境の整備が課題となっています。

こうした変化に対応するために、従業員等に業務災害が生じた場合に事業者が各種費用を支出することによって被る損害を幅広く補償し、精神障害からの職場復帰やメンタルヘルス対策の促進を可能にする商品を新開発しました。

(ご参考) メンタルヘルス不調による労災請求件数・認定件数 (厚生労働省調べ)

